

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において営業職として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅で夕食後、倒れているところを妻に発見され、D病院へ救急搬送され、「心室細動、蘇生後脳症」と診断された。請求人は、同病院で入院加療した後、同年〇月〇日、E病院に転医し、加療を継続している。

請求人は、上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した「心室細動、蘇生後脳症」が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の疾病名及びその発症時期について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人は、平成○年○月○日に「冠動脈攣縮性狭心症による心室細動（心停止）」（以下「本件疾病」という。）を発症した旨述べている。請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、当審査会としても、同医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前おおむね1週間（平成○年○月○日から同月○日）の時間外労働時間は50分間であり、同月○日から同月○日までの○日間は休日であったことが認められる。また、決定書理由に説示するとおり、同期間中、請求人が日常業務と比較して、特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせるような業務に従事していたとも認められない。

したがって、当審査会としても、請求人が発症前おおむね1週間において、過重業務に従事したとは評価できないものと判断する。

(5) 長期間の過重業務について

ア 請求人の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間については、発症前1

か月の時間外労働時間は5 3時間 4 1分であり、業務と発症との関連性が強いとされる発症前1 か月間に1 0 0時間の時間外労働時間があったものとは認められない。また、発症前2 か月ないし6 か月間の1 か月平均の時間外労働時間数についても、最も長いもので4 6時間 2 2分（発症前4 か月）であって、業務と発症との関連性が強いと評価される1 か月当たりおおむね8 0時間には満たないことから、過重な時間外労働があったとは評価できない。

イ 請求人の本件疾病発症前6 か月間の休日、休暇取得状況についてみると、決定書理由に説示するとおり、発症前3 か月目、4 か月目及び6 か月目についてそれぞれ○日間、それ以外の月においては○日間ないし○日間の休日がある認められる。

ウ その他の負荷要因についてみると、以下のとおりである。

(ア) 出張業務については、決定書理由に説示するとおり、出張中の業務内容は、請求人の日常業務と質的に著しく異なるものではないことから、過重負荷とまではいえない。

(イ) 立会い業務については、請求人が平成○年に入社して以来、継続して同業務に従事しているという事情を勘案すると、同業務が請求人にとって殊更精神的緊張を伴うものであったとはいえない。

エ 上記アないしウの諸点に照らせば、当審査会としても、請求人が本件疾病発症前6 か月間において過重業務に従事したとは評価できないものと判断する。

(6) なお、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人の労働時間の認定に際し、請求人が帰宅後に行った作業及び出張先のホテルで行った作業が会社からの黙示的な命令に基づき行われたものであることから、これらを時間外労働時間として加算すべき旨主張する。

しかしながら、一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、請求人が自宅や出張先のホテルで送受信したとされるメールに添付された資料の内容（成果物）がいつの時点で作成されたものか、同資料の作成場所及び同資料の作成に要した時間などについては、いずれも明らかではなく、客観的にこれらを特定することができる資料がないのみならず、会社から残業に関する明示的又は黙示的な指揮命令を受けたとみるべき事情も認められないことも考慮すると、当審査会としても、請求人が帰宅後に行った作業及び出張先のホテルで

行った作業における時間については、これを時間外労働として評価し得ないと判断するものであり、請求代理人の上記主張は採用することができない。

(7) 以上からすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(8) 請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。